第1編　共　通　編

第1章　総　則

第1節　総　則

1－1－1　適　用

施設機械工事等共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）は、岡山県が発注する農業農村整備事業に関する施設機械設備工事、鋼橋製作架設工事及び電気通信設備工事の施工に係る工事請負契約書（以下、「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

本共通仕様書に定めない事項については、岡山県農業土木工事共通仕様書の規定によるものとする。

1－1－2　用語の定義

1.「実施仕様書」とは、設計図書に基づき、請負者が仕様を明確にするために作成する書面をいう。

2.「計算書」とは、設計図書に基づき、請負者が作成する詳細図にかかわる強度、機能、数量の計算書をいう。

3.「詳細図等」とは、設計図書及び実施仕様書に基づき、請負者が作成する製作及び据付上必要となる図面等をいう。

4.「施工図」とは、設計図書及び実施仕様書に基づき、請負者が作成する製作及び据付上必要となる図面のうち、当該設備に限り使用権を発注者に委譲したものをいう。

5.「完成図書」とは、工事完成時に提出する契約仕様書、実施仕様書、計算書、詳細図、施工管理記録書、数量表、購入品等機器一覧表、取扱説明書、完成写真及び官庁等関係機関の届出書をいう。

なお、完成図書は、「施設機械工事完成図書等作成要領」に基づき作成するものとする。

6.「承諾図書」とは、請負者が設計図書の設備仕様に対し構成機器等を決定した根拠となる実施仕様書、計算書および詳細図等を含む図書であり、設計図書記載の所定の期間内または監督員と協議して定めた期間内に監督員に提出して承諾を得なければならない。

承諾図書の承諾とは、発注者もしくは監督員と請負者が書面により、着工後の大きな手戻りによる双方の損害を回避するため、土木施設との関連、管理者の

観点等からの照査の目的で行う確認行為である。

１－１－３　提出書類

１．請負者は、提出書類を契約図書・関係法令等に基づいて、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。

２．契約書に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

３．請負者は、提出書類の内容に変更が生じた場合はその都度変更書類を提出しなければならない。

４．請負者は、監督員が特に指示した事項については、さらに詳細な書類を提出しなければならない。

５．請負者は、工事の種類や規模等により提出を必要としないと判断できる書類については、監督員の承諾を受けたうえで、提出を省略できるものとする。

６．監督員は、技術的な確認が必要な場合、請負者に対し技術資料・サンプル等の提出を求めることができる。

１－１－４　請負者の計算書及び詳細図

請負者は、設計図書記載の所定の期間又は監督員と協議して定めた期間内に実施仕様書、計算書及び詳細図を監督員に提出して承諾を得るものとする。

監督員はそれらに対して承諾又は不承諾の明確な意志を文書にて通知するものとする。

なお、監督員が設計図書に記載される期間内に承諾又は不承諾を文書で通知しなかった場合は、設計図書に示す日数以内にそれらは既に承諾されたものとみなすことができる。

１－１－５　提出図書

１．請負者は次の図書を監督員に提出しなければならない。

（１）工事着手前に提出するもの

①施工計画書

（２）承諾図書として本体工事着手前に提出し承諾を受けるもの。

１）実施仕様書

①工事概要

②設計条件

③実施仕様

(ｱ)詳細仕様
(ｲ)使用材料
２）計算書
①設計計算書
②計算根拠
３）詳細図等
①全体図
②平面図
③断面図
④詳細図
⑤制御フロー図
⑥単線結線図
４）その他監督員が必要としたもの
（３）工事進捗にあわせて提出するもの。
①施工管理記録書
②その他特記仕様書に記載したもの
（４）工事完成時に提出するもの。
①完成図書
②施工図
③工事写真
④その他特記仕様書に記載したもの
（５）その他監督員が必要としたもの

１－１－６　施工計画書

１．請負者は、工事着手前に工事を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。請負者は施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。

この場合、請負者は施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその事項について補足を求めた場合には、追記するものとする。

ただし、請負者は維持補修工事など簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

（１）工事概要
（２）工程表
（３）工場及び現場組織表（品質管理組織表を含む）
（４）施工要領
①製作要領

②溶接要領
③塗装要領
④輸送要領
⑤主要資材
⑥据付要領（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
⑦確認・検査要

（５）施工管理計画（出来高、品質、写真等）
（６）安全管理（工場、現場）
（７）指定機械
（８）緊急時の体制及び対応
（９）交通管理
（10）環境対策
（11）現場作業環境の整備
（12）再生資源の利用の促進
（13）その他

２．請負者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

１－１－７　完成図書及び施工図

第１編１－１－５提出図書に定める完成図書及び施工図は、別に定める施設機械工事完成図書等作成要領によるものとする。

なお、設備の改造、機器更新等が施工された場合で既存の完成図書の内容と相異が生じる部分について、内容の追加及び修正を請負者において実施するものとする。

１－１－８　管理記録の整理

請負者は、実施した工事（新設、改造を含む）の施工内容等について設備管理記録へ必要事項を適正に記入し、提出しなければならない。なお、設備管理記録の様式については別途監督員の指示による。

１－1－９　承諾図書の不承諾に伴う結果

第１編１－１－５提出図書に従い提出された請負者の承諾図書が監督員により不承諾となった場合は、直ちに監督員と協議したうえで必要事項を修正し、再提出するものとする。

１－1－10　承諾済の請負者の詳細図

契約書の規定を除き、承諾済の請負者の詳細図はいかなる理由があろうとも請負

者自身の裁量にて変更してはならない。

１－1－11　請負者による発注者の図面の使用

発注者又は監督員から請負者に提供された設計図書及びその他資料は、発注者の所有物とする。

請負者は、これらの資料を発注者の同意を得ないで契約遂行目的以外の使用、複製又は第三者に開示してはならないものとする。

１－1－12　承諾図書の誤謬

１．請負者は発注者又は監督員からの図面、仕様書又はその他書面による資料の誤り以外、請負者が提出した承諾図書のいかなる誤謬若しくは脱漏に対して責任を負うものとする。

２．請負者は、承諾図書及びその他資料の提供遅延、請負者の責任となる誤謬及び脱漏の結果に伴い招いた損害を補填するいかなる費用をも負担するものとする。

３．監督員が第１編１－１－５により行う承諾図書の承諾は、請負者が行う責任設計を発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって請負者の責務（瑕疵担保責任等）が免責または軽減されるものではない。

１－1－13　発注者の誤謬

発注者は、発注者又は監督員により提供された発注者の図面、その他の文書による資料及び工事変更の指示事項に対して責任を負うものとする。

また、発注者は発注者の図面、資料、指示事項に誤りがあり、工事変更が必要となる場合、契約書に基づき請負金額の変更を行うものとする。

１－１－14　数量の算出

１．数量の算出は、監督員の指示によるものとする。

２．請負者は、設計図書又は監督員が承諾した請負者の提出図書に従って、設計数量をもとに出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。
この場合、測量及び数量の算出等は請負者の負担により行うものとする。

３．設計数量とは、設計図書に基づき算出された数量をいう。

４．出来形数量とは、現地の出来形測量の結果に基づき算出された数量をいう。

１－１－15　設計図書の照査等

１．請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、請負者に図面を貸与することができる。ただし、共通仕様書、施設機械工事等施工管理基準等市販されているものについては請負者が備えるものとする。

２．請負者は、施工前及び施工途中において、契約書第 18 条第１項第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は監督員からさらに詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

３．請負者は、契約の目的のために必要とする以外に、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

１－１－16　諸法令の遵守

１．請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は、請負者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は、岡山県農業土木専門工事共通仕様書によるほか次に示すとおりである。

（１）国等による環境物品等の調達の促進に関する法律
（平成 12 年 法律第 100 号）

（２）電気工事士法（昭和 35 年 法律第 139 号）

（３）有線電気通信法（昭和 28 年 法律第 96 号）

（４）電気通信事業法（昭和 59 年 法律第 86 号）

２．請負者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が発注者に及ばないようにしなければならない。

３．請負者は、当該工事の設計図書及び契約そのものが本条１の諸法令に照らして不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督員に報告しなければならない。

１－１－17　施工管理

１．請負者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、施設機械工事等施工管理基準（18 農振第 1895 号平成 19 年３月 28 日付け農村振興局長通知）により施工管理を行わなければならない。

２．請負者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、施工管理体制を確立しなければならない。

３．請負者は、施設機械工事等施工管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、監督員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

なお、施設機械工事等施工管理基準により施工管理に定められていない工種については、監督員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。

４．請負者は、工事に使用した建設資材の品質記録について監督員に提出しなければならない。

１－１－18　主任技術者等の資格

施工管理技士等の資格を有する主任技術者又は監理技術者を必要とする場合には、次の各号のうち、設計図書で定める者とする。

（１）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定のうち検定種目を水門設備・鋼橋上部工・水管橋上部工工事では一級の土木施工管理又は、一級の建築施工管理。また、電気設備工事では一級の電気工事施工管理に合格した者

（２）建設業法による技術検定のうち検定種目を水門設備・鋼橋上部工・水管橋上部工工事では一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る）又は、一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る）また、電気設備工事では一級の電気工事施工管理に合格した者

（３）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）により水門設備・鋼橋上部工・水管橋上部工工事では１級建築士の免許を受けた者

（４）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち、水門設備・鋼橋上部工・水管橋上部工工事では技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造物及びコンクリート」とするものに限る。）ポンプ設備・除塵設備工事では機械部門。電気設備工事では電気・電子部門若しくは建設部門。電気通信設備工事では電気・電子部門に合格した者